

2024年（令和6年）6月19日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会

会長 大砂裕幸

勸告書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より、当会对し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会において慎重に審査しました結果、人権侵害に該当すると認めましたので、以下のとおり勸告します。

第1 勸告の趣旨

今後、貴所が被収容者を対象に新型コロナウイルス感染症にかかるワクチンを含む予防接種を実施するにあたり、接種対象者の要件を正確に確認し、要件に該当する被収容者が接種を希望した場合には、当該被収容者に対し、速やかに接種を受ける機会を提供することを勸告する。

第2 勸告の理由

1 認定した事実

(1) 申立人の状況

申立人は、逮捕前、「広汎性発達障害」及び「対人コミュニケーション障害」の診断を受け、精神科クリニックに通院していた。平成26年7月20日には、精神保健福祉手帳の発行を受け、その後、更新を重ね、逮捕時に所持していた同手帳の有効期限は令和6年7月30日までとされていた。

(2) 令和5年春開始の新型コロナウイルス予防接種についての取扱い

令和5年春開始の新型コロナウイルス予防接種については、予防接種の数に限りがあったことから、対象者として、以下の者に限定されていた（「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き第17版第5章1（3）イ」参照）。

初回接種、第1期追加接種、第2期追加接種又は令和4年秋開始接種のうち、被接種者が最後に受けたものの完了から3か月以上経過した者であって、以下

に該当するものを対象に、1回行うこととする。

①65歳以上の者

②5歳以上64歳以下の者であって、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの（具体的な範囲については、第4章3（13）を参照すること。）

③重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する医療従事者等及び高齢者施設等の従事者

②の対象者の具体的な範囲について、同手引きの第4章3（13）によると、「18歳以上であって、重い精神疾患にかかっている者」も対象とされている。この「重い精神疾患にかかっている者」については、同手引き23頁に、「重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）」と書かれていることから、申立人のような精神保健福祉手帳所持者は、「重い精神疾患」たる「基礎疾患を有する者」に該当し、令和5年春開始接種の対象者に含まれる。

(3) 貴所の対応

令和5年5月8日、申立人は、住民登録のある市から、新型コロナウイルス予防接種に関する「令和5年春開始接種」の案内及び接種券を受け取った。

その後、申立人は、貴所に対し、願箋にて同接種希望を伝えたが、貴所は、同月15日、申立人に対し、接種対象者の要件を満たさないとして、同接種を実施しないことを伝えた。

その理由として、貴所は、「精神障害を有することを自ら疎明するよう伝えたものの、申立人から疎明されなかったため」と説明するが、令和5年5月11日当時、申立人の所持品である精神保健福祉手帳は、貴所が保管していた。

2 当会の判断

(1) 申立人は、令和5年5月当時、精神保健福祉手帳2級所持者であり、令和5年春開始接種の新型コロナウイルス予防接種の対象者であった。従って、その希望に基づき、同予防接種を受けられる地位にあった。

にもかかわらず、貴所は、令和5年5月15日、申立人に対し、接種対象者の要件を満たさないとして、同予防接種を実施しなかった。

貴所は、その理由として、「精神障害を有することを自ら疎明するよう伝えたものの、申立人から疎明されなかったため」と説明するが、申立人は、当時、健康保険福祉手帳所持者であり、貴所が申立人に対し精神障害を有することの疎明を求める必要などなかった。また、貴所は、当時、申立人の精神保健福祉手帳を保

管していたことから、申立人が同手帳保持者であり接種対象者の要件を満たすことを認識していたか、仮に認識していなかったとしても認識可能であった。

(2) 被侵害利益等

刑事施設に収容されている被収容者であっても個人として尊重され、疾病に罹患したり負傷したとき、あるいは、疾病を予防するため、現在の医学・医療が到達し実施可能な安全で質の高い医療を受ける権利が保障されている（憲法第13条及び第25条）。

かかる権利保障を実効化するため、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする予防接種法が制定され、また同法第30条に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きが作成されている。同手引きには、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものとして、令和5年春開始新型コロナウイルス予防接種対象者の具体的なリストが書かれている。

申立人が同リストに該当し接種対象者に該当するにもかかわらず、貴所が申立人に予防接種を実施しなかったことは、申立人の安全で質の高い医療を受ける権利を侵害し、申立人が新型コロナウイルスに感染するリスクを増大させたものと言わざるを得ない。

(3) 結論

以上から、貴所は、厚生労働省が定めた新型コロナウイルスワクチン接種対象者の要件に該当する申立人が接種を希望していたにもかかわらず、合理的な理由なく接種を実施しなかったものであり、憲法第13条及び第25条で保障された申立人の安全で質の高い医療を受ける権利を侵害したといえる。

当時、新型コロナウイルスによる感染症のみならず、インフルエンザウイルス感染症等も蔓延する中で、刑事施設においても、感染症対策や健康保持のために適切な時期に予防接種の機会を確保することは非常に重要であった。申立人のように基礎疾患を有する者についての対応の正しい理解も含め、今後、貴所において、予防接種に関して適切な対応をされるよう勧告する。

以 上